

申請の流れ

・ 該当年度の4月1日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。

(1) 年度内に完成する
注文住宅の場合

工事の流れ

(イ) 工事請負契約

(ロ) 建築工事着工

施工業者が工事

(八) 完成・引渡

原則として年度末までに引渡

補助金の手続

事前着手届

交付申請

予算上限に達するまで

交付決定

(市 施工業者)

完了報告

(施工業者 市)

補助金交付

基礎工事より後の工程に着工前に事前着手届を提出してください。

施工業者(代理者)は、事前着手届を提出後、住宅の引き渡しよりも60日前までに交付申請書類を提出してください。

市の審査が完了次第、補助金の交付決定をします。

施工業者(代理者)は、住宅の完成・引渡後に市に報告及び補助金の請求をしてください。市から補助申請者へ補助金を交付します。

該当年度対応

住宅(物件)毎に手続き